

清水町立南中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの生徒にも、どこでも起りうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められます。いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた生徒や周りの生徒が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめ防止対策のための校内組織

本校においていじめを未然に防止するため、情報収集や実態把握を積極的に行い、いじめが起りにくい人間関係をつくり上げるために校内委員会を設置し、定例会を基本に緊急会議の開催等柔軟な対応をします。

- **いじめ防止対策委員会（以下、委員会）**

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、該当担任・部活顧問等

- **拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）**

構成員：校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭、該当担任・部活顧問等、

S C、S S W、P T A会長・副会長、学校運営協議会委員、民生委員、

児童福祉担当（福祉課）、児童相談所、沼津警察署員

3 いじめ防止等のための対策

いじめを未然に防止するためには、よりよい人間関係づくりが最も大切です。そのために本校では、自分の良さを知り、他者の良さを認める自己有用感が高い共感的人間関係にあふれた人づくりを目指します。

- (1) **人権教育の推進**

自らの良さに気づき、自己肯定感を向上させる授業を実践するなど、日常の中心となる授業から、人を大切にする人権意識の向上に努めます。また、情報モラルに関する指導を実施します。

- ① わかる授業の実践
- ② 言語環境の整備(教師自ら正しい言葉遣いの励行)
- ③ 挨拶の向上
- ④ 道徳教育の充実(人権意識の向上)
- ⑤ 人間関係づくりプログラムの実施
- ⑥ 情報発信機器の使用の仕方や情報モラルに関する指導の実施

(2) 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考える機会を設けます。また、自己有用感を高めるため、挨拶を切り口に活動を展開します。

- ① 生徒会活動、学級会活動による「いじめ撲滅運動」の展開
- ② 生徒会活動による「あいさつ運動」の推進
- ③ 生活安全委員会による校内環境チェック活動

(3) 保護者や地域への啓発

いじめは、いつでもどこでも誰にでも起こりうることを前提に、保護者や地域からの情報収集や見守りなどの連携を推進するため、本校の取り組みや協力依頼などの啓発活動を行います。

- ① 学校だよりの発行
- ② いじめアンケート実施の啓発
- ③ 学校関係者評価の重点評価項目に「いじめに関する意識」を設定し、定期的な評価の実施

(4) いじめに関する教職員の研修

いじめを未然防止、及び早期発見するためには生徒の様子から状況を把握する力が求められます。また、より良い人間関係づくりをするために教師のたゆまぬ向上心と技術向上は不可欠であるため、職員研修の充実を図ります。

- ① いじめアンケート内容の精査
- ② いじめ事件（ニュース）から日常の教育活動（取組）を振り返る
- ③ 経験値の異なる職員間での、対応事例などの積極的な情報交換

4 いじめへの対応

(1) いじめの早期発見・早期対応

いじめの重大事態を防止するためには、未然防止、早期発見、早期対応が重要です。日常の授業や部活動などの学校活動を通して、生徒の様子を把握するように努めるとともに定期アンケートを実施します。

- ① アンケートの実施(月1回実施)
- ② 自主学習ノートや日記の活用
- ③ 授業前の生徒観察
- ④ 担任による教育相談の実施
- ⑤ スクールカウンセラーによる教育相談の実施
- ⑥ ケース会議の実施

(2) いじめに対する措置

アンケートをはじめ、いじめの情報を把握した際にはいじめられた生徒の安全確保を第一に行い、改善に向け直ちにいじめ防止対策委員会として対応します。

- ① 臨時いじめ対策委員会（拡大委員会）の開催
- ② いじめられた生徒への安全確保対応と配慮
- ③ いじめた生徒・保護者への指導と対応

(3) 重大事態への対処

残念ながら重大な事態となった場合、町教育委員会と連携し、速やかに事実確認を行い、対応します。

① 調査

重大事態が発生した場合には清水町教育委員会に報告し、町教委の指示に従い調査を行います。調査組織が町教委の場合は全面協力し、調査組織が学校の場合は町教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。調査結果は、町教委が町長へ報告すると共に、町教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に提供します。

② 各対応の担当

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| ■ 校内の統制と指揮 (校長) | ■ 校外への緊急支援要請 (校長) |
| ■ 報道機関への対応 | ■ 経過の整理 (生徒指導主事) |
| 窓口 (教委 or 教頭) 会見 (校長) | ■ 現場での実践的対応 |
| ■ 全校生徒への対応
(生徒指導主事・学年主任・担任) | (生徒指導主事・学年主任・担任) |
| ■ 関係機関との連携 (教頭) | ■ 保護者、地域との連携
(教頭・学年主任・S S W) |
| ■ 授業変更等の措置 (教務主任) | ■ 保護者への連絡、対応
(教頭・学年主任・担任・S S W) |
| ■ 個々の生徒への対応 (担任) | ■ S Cや医療機関との連携 (養教・教頭) |
| ■ 生徒の心のケア (担任・養教・S C) | ■ 応急処置や心のケア (養教・S C) |
| ■ 教師のケア (養教・S C) | |

③ 警察との連携

- いじめが生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがあることを十分に認識し、いじめ防止対策推進法第23条6項に基づき、警察に相談を行うなど、適切に援助を求めることがあります。
- インターネット上のいじめが増加しているため、児童ポルノ関連のいじめは被害の拡大を防ぐため、警察に相談を行うなど、適切に援助を求めることがあります。